

会員事業者への信用保証料助成金交付要綱

一般社団法人栃木県トラック協会
令和4年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人 栃木県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、栃木県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした栃木県等が定めるセーフティネット制度融資にかかる信用保証協会保証、国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」。以下同じ。）の認定を受けた融資に係る信用保証協会保証、又は国が定める「災害関係保証」（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に基づき指定された保証）。以下同じ）のうち東日本大震災に係る保証及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」に規定する保証。以下同じ。）を受けた融資にかかる信用保証協会保証を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

- (1) 「金融機関」とは、栃木県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした栃木県等が定めるセーフティネット制度融資、国の定めるセーフティネット保証融資、又は国が定める「災害関係保証」のうち東日本大震災に係る保証及び「東日本大震災復興緊急保証」を受けた融資を取り扱う金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、会員事業者が前項で定める金融機関から受ける栃木県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資、国の定めるセーフティネット保証融資、又は国が定める「災害関係保証」のうち東日本大震災に係る保証及び「東日本大震災復興緊急保証」融資をいう。
- (3) 「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条

- (1) 本要綱に定める助成事業は、金融機関の融資実態対策として実施するものであり、令和4年3月1日（火）から令和5年2月28日（火）までの新規借入の保証料の支払に対する事業とする。
- (2) 期間内であっても助成枠に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金の金額)

第4条

- (1) 助成金額は、会員事業者が金融機関から新規に融資を受ける際に、保証協会の信用保証を得るため支払われる保証料総額の2分の1とする。(事業期間中、分割払いの場合であっても保証料総額が対象となる。)

但し、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とし、令和5年2月28日(火)までは、10万円に達するまで再助成することができる。

- (2) 会員事業者が栃木県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資、国の定めるセーフティネット保証融資、又は国が定める「災害関係保証」のうち東日本大震災に係る保証及び「東日本大震災復興緊急保証」融資の場合のみ上記上限額を20万円とする。

(助成金の交付申請)

第5条

- (1) 会員事業者は、信用保証協会に新規に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の2分の1(その額が10万円を超えるときは10万円)を協会に申請することができ、令和5年2月28日(火)まで10万円に達するまで再助成することができる。(第4条第2項のセーフティネット保証を受けている場合のみ、20万円が限度となり、20万円に達するまで再助成することができる。)

- (2) 前項の申請は、別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際、信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」および「セーフティネット保証に係る認定書」(セーフティネット保証の場合)の写しなどを添付しなければならない。

- (3) 助成金の交付申請は、随時行うことができる。

但し、最終申請期限は、令和5年2月28日(火)とする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して、会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返納)

第7条

- (1) 当該助成金の交付を受けた会員事業者は、融資不履行の場合や融資の繰上償還を行った場合等で保証協会から保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

(2) 協会は、会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(報告の義務)

第8条 助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附 則)

1. この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年3月1日以降の保証料支払分から適用する。